

○甲斐市水道審議会条例

平成16年9月1日

条例第154号

改正 平成22年12月20日条例第19号

令和元年6月28日条例第7号

令和2年12月21日条例第29号

(設置)

第1条 本市の水道事業及び簡易水道事業（以下「水道事業等」という。）の適正な運営を図るため、甲斐市水道審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市の水道事業等について、市長の諮問に応じ必要な事項を審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員18人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから必要の都度市長が任命する。

(1) 識見を有する者

(2) 水道使用者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところ

による。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、公営企業部上下水道業務課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成16年9月1日から施行する。

附 則（平成22年12月20日条例第19号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（令和元年6月28日条例第7号）抄

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年12月21日条例第29号）

この条例は、令和3年4月1日から施行する。